8　法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉕」及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉖」の各欄は記載しないこと。

［９・10　略］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙五　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙七　挿入］

第６号様式別表５の２記載要領

1　この計算書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２　略］

3　「（第１号・第３号・第４号）法第72条の２第１項第３号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

［⑴～⑹　略］

⑺　租税特別措置法第66条の５の３第１項、所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の５の３第１項又は令和２年旧措置法第68条の89の３第１項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（２の３））の⑽の欄から㉓の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の２⑵付表１）の⑻の「計」の欄から㉖の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

［⑻　略］

［６　略］

7　「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」から「計㉔」までの各欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第１号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、各事業年度に属する各月の末日

8　法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉕」及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉖」の各欄は記載しないこと。

［９・10　同左］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙四　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙六　挿入］

第６号様式別表５の２記載要領

1　この計算書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２　同左］

3　「（第１号・第３号）法第72条の２第１項に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

［⑴～⑹　同左］

⑺　租税特別措置法第66条の５の３第１項又は令和２年旧措置法第68条の89の３第１項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（２の３））の⑽の欄から㉓の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の２⑵付表１）の⑻の「計」の欄から㉖の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

［⑻　同左］

［６　同左］

7　「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」から「計㉓」までの各欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第１号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉒」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又